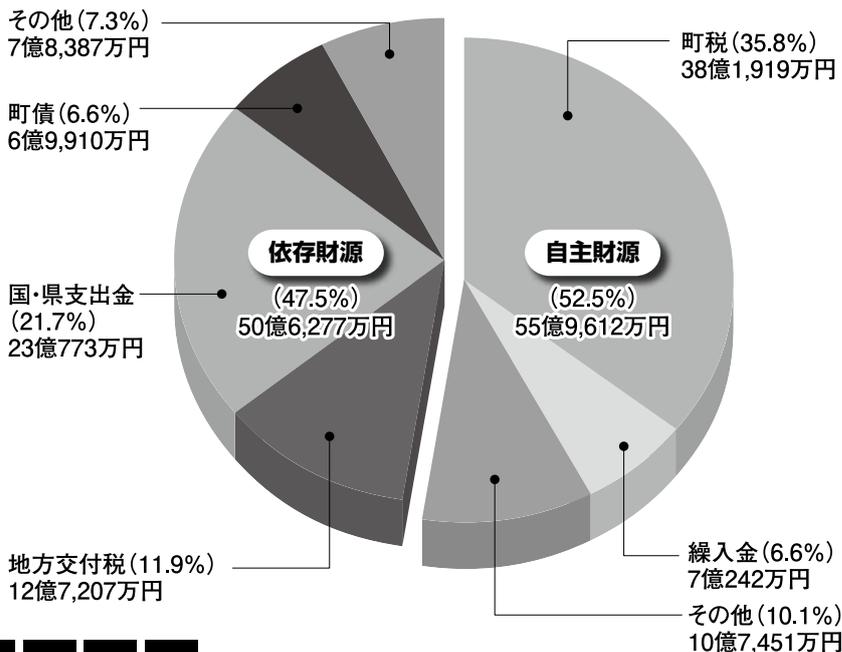


一般会計歳入の内訳

歳入総額 106億5,889万円



歳入の特徴

歳入決算額は前年度(99億3,353万円)に比べ7.3%の増となりました。町税の状況を見てみると、個人住民税および固定資産税の償却資産分について増収となりましたが、税制改正の影響により法人町民税が減収となったほか、固定資産税の家屋分について減収となり、前年度に比べ0.6%の減となりました。町税以外の歳入状況は、地方交付税、地方消費税交付金、道路事業に係る社会資本整備総合交付金による国庫支出金などが増収となりました。一方、減収については上里中学校特別教室棟改築事業に係る地方債発行額が減額となりましたが、歳入総額としては前年度から7億2,536万円の増額となりました。

町民の皆さんに納めていただいた税金や国・県からの支出金、地方交付税などの収入がどれくらいあつて、それらをどのように使ったのかについてお知らせします。問合せ：総合政策課財政係【☎35-1-2300】

平成27年度

歳入歳出決算

上里町会計別決算表

(単位：円)

会計名	歳入決算額	歳出決算額
一般会計	10,658,887,253	9,826,348,594
特別会計		
国民健康保険	4,285,353,642	3,992,807,706
介護保険	1,662,909,219	1,579,602,549
後期高齢者医療	212,369,566	211,907,899
農業集落排水事業	11,874,981	10,532,032

町有財産の状況

公有財産	土地	549,290㎡
	建物	75,531㎡
	出資による権利	4億3,520万円
債権	奨学資金貸付金など	1億8,678万円
基金	財政調整基金など	32億6,402万円

上里町水道事業決算

(単位：円)

区分	収入決算額	支出決算額
収益的収入及び支出	579,743,761	505,402,753
資本的収入及び支出	58,000,000	377,302,106

※資本的収支不足額は、水道事業会計の内部留保資金などで賅っています。

上里町下水道事業決算

(単位：円)

区分	収入決算額	支出決算額
収益的収入及び支出	237,010,759	227,024,913
資本的収入及び支出	148,625,350	213,760,589

※資本的収支不足額は、下水道事業会計の内部留保資金などで賅っています。

上里町一般寄附金の状況

平成27年度については、以下の通り受領させていただきました。(単位：円)

事業内容	件数	金額
支えあえ、生きがいあふれる健康のまちづくり	2	510,000
安全で快適に暮らせるまちづくり	1	20,000
のびやかに学び楽しむまちづくり	1	20,800
その他地域づくりの推進まちづくり	1	5,000,000

町の借入金

(平成27年度末 借入残高)

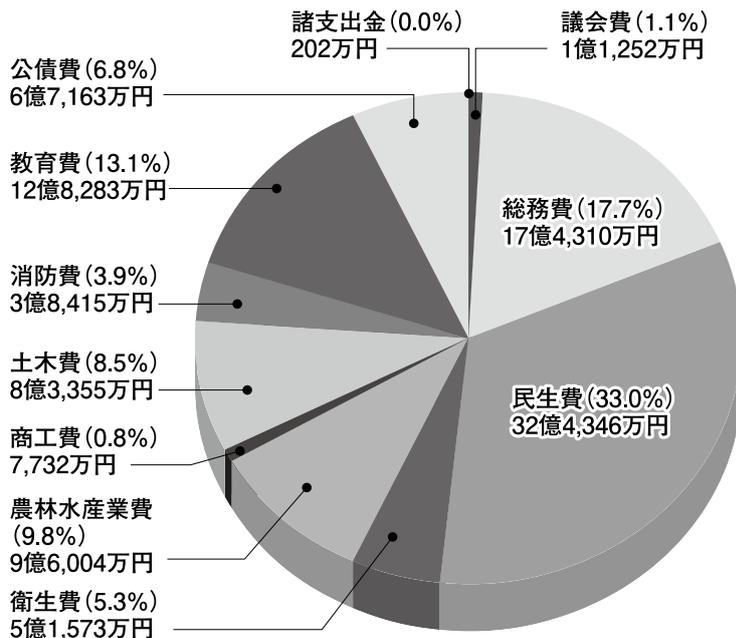
区分	借入額
総務債	4億4,216万円
民生債	1億1,988万円
農林水産業債	2億4,811万円
土木債	7億308万円
公営住宅債	1億4,946万円
消防債	1億1,529万円
教育債	16億7,794万円
住宅資金	170万円
その他	50億6,222万円
合計	85億1,984万円

主な事業と決算額

総務費	
交通安全対策事業	2,122万円
埼玉県知事選挙事業	964万円
民生費	
児童手当支給事業	5億5,100万円
こども医療費支給事業	1億1,662万円
子育て世帯臨時特例給付金支給事業	1,449万円
衛生費	
児玉郡市広域市町村圏組合清掃施設運営事業	1億8,699万円
予防対策事業	1億2,047万円
農林水産業費	
農業災害対策事業(繰越事業を含む)	6億7,019万円
土地改良推進事業	6,202万円
土木費	
上里スマートインターチェンジ整備事業	1億972万円
公園管理事業	7,081万円
消防費	
児玉郡市広域市町村圏組合消防事業	3億4,912万円
災害対策事業	751万円
教育費	
上里中学校特別教室棟改築事業(繰越事業を含む)	1億9,404万円
本庄上里学校給食組合運営事業	1億5,974万円

一般会計歳出の内訳

歳出総額 98億2,635万円



歳出の特徴

歳出決算額は前年度(93億5,485万円)に比べ5.0%の増となりました。一部事務組合で運営している清掃センターの施設・設備等に係る児玉郡市広域市町村圏組合負担金が減額となったものの、上里サービスエリア周辺地区整備事業により創出した農村公園用地の購入、消費喚起プレミアム付商品券発行事業、図書館の冷暖房設備の更新、総合文化センターの照明・音響設備の更新工事などの各種事業により、前年度に比べ4億7,150万円の増額となりました。また、新しい公共交通サービスとして町民の生活の足となる、上里町コミュニティバス「こむぎっちゃん号」に係る予算の計上をし、平成28年3月1日より運行開始しました。

健全化判断比率・資金不足比率

自治体の財政破たんを未然に防ぐための、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(財政健全化法)に基づき、財政指標を公表します。各指標とも昨年同様に、すべての基準で下回っており、財政の健全が保たれていることを示しています。

健全化判断比率

(単位：%)

指標名	上里町	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	赤字なし	14.45	20.0
連結実質赤字比率	赤字なし	19.45	30.0
実質公債費比率	9.2	25.0	35.0
将来負担比率	25.9	350.0	-

公営企業における資金不足比率

(単位：%)

会計名	上里町	早期健全化基準
上里町水道事業	資金不足なし	20.00
公共下水道事業	資金不足なし	20.00
農業集落排水事業	資金不足なし	20.00

【用語解説】

実質赤字比率……… 標準財政規模に対する一般会計等の赤字の割合
 連結実質赤字比率…… 標準財政規模に対する町の全会計の赤字の割合
 実質公債費比率……… 標準財政規模に対する一般会計等の借入金返済額の割合
 将来負担比率……… 標準財政規模に対する一般会計等が将来負担すべき負債の割合
 ※標準財政規模とは、地方税や普通交付税など経常的に収入される一般財源で、平成27年度は59億8,374万9千円です。

町民1人あたりの税額

122,019円

町民1人あたりに使われたお金

313,941円

内訳

議会費	3,595円
総務費	55,690円
民生費	103,625円
衛生費	16,477円
農林水産業費	30,672円
商工費	2,470円
土木費	26,631円
消防費	12,273円
教育費	40,985円
公債費	21,458円
諸支出金	65円

※平成28年3月31日現在の総人口31,300人で計算

一操入魂



消防団の消防技術の向上と士気の高揚を図ることを目的に、8月20日(土)、埼玉県消防学校(鴻巣市)で第29回埼玉県消防操法大会が行われました。ポンプ車操法の部では県内11隊が出場する中、児玉郡市の代表として上里町消防団第4分団が12年ぶりに出場し第5位に入賞、見事優良賞を受賞しました。昨年12月から約70回の練習を重ねてきた上里町消防団が一致団結して獲得した結果となりました。

上里町消防団

大会当日は、時折強く打ち付ける雨や濡れた路面で厳しいコンディションの中、各出場隊は何か月にもわたる練習で磨き上げられた操法を披露し、自熱した大会となりました。

ないで放水し、火点を倒すまでの数十秒のタイムを競います。また、指揮者以下それぞれの番員に、ホース延長や放水、ポンプ車操法などの役割が細かく決められ、標的を倒すまでのタイム以外にも、操作の正確性や、規律などが審査の対象となります。



出場隊員

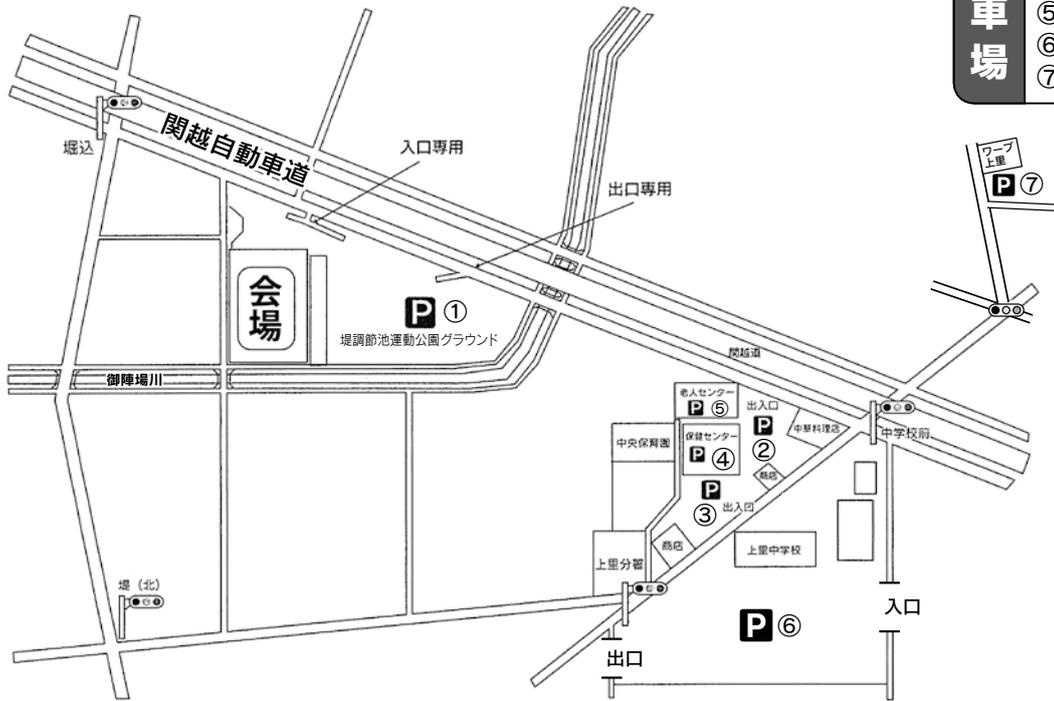
統率	高橋 光晴 団長	3番員	黒須 崇裕 団員
旗手	山田 英之 分団長	4番員	福田 優作 団員
指揮者	福田 保夫 班長	補助員	設楽 一也 団員
1番員	乗原 正幸 団員	補欠	池田 純 団員
2番員	新井 聖哉 団員	〃	寺尾 誠 団員

11月6日(日)
開催

2016 かみさとふれあいまつり

(時間)午前10時～午後3時 (会場)堤調節池運動公園グラウンド

ふれあいまつり当日駐車場ののご案内



駐車場

- ①…堤調節池駐車場
- ②③④…保健センター駐車場
- ⑤…老人センター駐車場
- ⑥…上里中学校駐車場
- ⑦…ワープ上里駐車場

※⑥上里中学校および⑦ワープ上里と会場付近間でシャトルバスを運行します。①堤調節池駐車場は大変混み合いますので、できるだけ⑥上里中学校駐車場、⑦ワープ上里駐車場をご利用ください。
※⑥上里中学校駐車場の車両出入口は東側、出口は西側です。正門からは出入りできません。
※雨天時は⑥上里中学校駐車場が上里町役場駐車場に変更となります。

【注意事項】会場付近での路上駐車は絶対にしないでください。

【お願い】駐車場の混雑が予想されますので、できるだけ徒歩・自転車でお越しください。

また、車でお越しの場合は、乗り合わせにご協力ください。

問合せ…上里町コミュニティ企画実行委員会事務局(総務課内)【☎35-1234】

使用済み小型家電の回収を行います



日時…10月23日(日)、午前9時～11時30分

※終了時間が早まりましたのでご注意ください。

会場…町役場・東側駐車場

回収方法…利用者持参による

回収品目…調理家電・生活家電・AV機器・電話・パソコン・ゲーム機等

※小型のものについては、町役場・町民ホールに常設の回収ボックスでも回収を行っています。(30cm×15cmの投入口に入る物)

×回収できないもの

- ・家電リサイクル法対象機器(テレビ・エアコン・冷蔵庫・洗濯機・衣類乾燥機)
- ・電球、蛍光灯、電池
- ・布や木製部分が含まれるもの(例:こたつ、木製枠のCDコンボ、電気カーペット等)

問合せ…くらし安全課生活環境係【☎35-1226】

平成28年度

臨時福祉給付金

障害・遺族基礎年金受給者向け給付金のお知らせ

(詳細は広報かみさと8月号をご覧ください)

●支給対象者

①臨時福祉給付金(1人:3,000円)

※平成28年1月1日時点で住民票が上里町にある平成28年度住民税非課税者

②障害・遺族基礎年金受給者向け給付金(1人:30,000円)

※①の臨時福祉給付金支給対象者で平成28年5月分の障害基礎年金または遺族基礎年金を受給されている方(ただし、高齢者向け給付金受給者を除く)

●申請期間

平成29年3月1日(水)の午後5時15分まで(郵送可)

※土・日・祝祭日は除きます。

※10月9日(日)は午前8時30分～正午まで受付を行います。

●申請先・問合せ

町民福祉課社会福祉係(役場1階⑤番窓口)【☎35-1224】

個人住民税における公的年金からの特別徴収制度の見直しについて

(適用時期:平成28年10月1日以降に実施する特別徴収から適用)

公的年金等受給者の納税の便宜を図るとともに、市町村における徴収事務の効率化を図る観点から、平成21年度から個人住民税の公的年金からの特別徴収制度が導入されています。このたび制度の見直しが行われましたのでお知らせします。

問合せ…税務課住民税係【☎35-1221(内線1131~1133)】

見直し
①

転出・税額変更があった場合の特別徴収継続の見直し

これまで、賦課期日(1月1日)後に上里町外に転出した場合や、特別徴収する税額が変更された場合は、公的年金からの特別徴収は停止(中止)され、普通徴収(納税通知書または口座振替で納めていただく方法)に切り替わることでございました。このたびの改正で、「転出や税額変更があった場合においても一定の要件の下、特別徴収を継続する」こととされました。

制度の概要	
特別徴収とは…	年金支払者が、住民税を公的年金から差し引き、納税者に代わって市町村へ直接納入することです。
特別徴収の対象となる方は…	前年中に公的年金等の支払を受けており、かつ、4月1日現在、老齢基礎年金等の支払を受けている65歳以上の方が対象になります。ただし、以下の方については、対象になりません。 ・介護保険料が年金から引き落としされていない方 ・引き落とされる住民税額が老齢基礎年金等の額を超える方 など
特別徴収の対象となる税額は…	公的年金等の所得から計算された住民税のみが対象となります。したがって、公的年金等以外の所得(給与所得、不動産所得など)から計算された住民税は、公的年金からの特別徴収の対象となりません。
特別徴収の対象となる年金の種類は…	老齢等年金給付(国民年金・厚生年金等)が対象となります。障害年金・遺族年金は、住民税の特別徴収の対象とはなりません。
特別徴収が停止(中止)される場合は…	次の事由に該当する方は、公的年金からの特別徴収が停止(中止)されます。なお、その年度の残額および翌年度の第1期・第2期は普通徴収(納付書または口座振替)により納付します。 ・亡くなられた方・上里町外に転出した方(※)・申告等により住民税額が変更となった方(※) ・公的年金からの介護保険料の特別徴収が中止された方(※) など ※平成28年10月以降の特別徴収については、一定の要件の下、特別徴収が継続されることとなりました。

見直し
②

仮特別徴収税額の算定方法の見直し(仮特別徴収税額の平準化)

仮特別徴収税額(4月、6月、8月に支給される年金から差し引かれる税額)と、特別徴収税額(10月、12月、翌年2月に支給される年金から差し引かれる税額)の不均衡を解消するため、仮特別徴収税額の計算方法が「前年度の2月と同額」から「前年度の公的年金等の所得から計算された住民税÷6」に改正されました。

徴収の方法

【「仮徴収」と「本徴収」について】

個人住民税の税額は、前年度の所得等を基に毎年6月に決定します。このため、前年度から継続して公的年金からの特別徴収を行う場合、4月・6月・8月分の特別徴収税額については、前年度の年税額を基に算定した仮の税額を、暫定的に公的年金から特別徴収します。これを「仮徴収」といいます。

そして、税額が決定した後に、「仮徴収」した合計額との差額を、10月・12月・翌年2月の公的年金から3回に分けて特別徴収することになります。これを「本徴収」といいます。

また、新年度の公的年金からの特別徴収税額が、徴収済の仮徴収額の合計に満たない場合は、その差額分が還付されます。

●新たに特別徴収の対象となる場合や、前年度中に特別徴収が停止(中止)された場合

この場合は、10月以降に支給される公的年金から特別徴収されます。6月・8月に支給される公的年金からは特別徴収されませんので、普通徴収(納付書または口座振替)により納付します。

年金収入のみ の場合の例	普通徴収		公的年金からの特別徴収		
	第1期(6月)	第2期(8月)	10月	12月	翌年2月
年税額 60,000円	右記の公的年金からの特別徴収すべき額を控除した額		公的年金等の所得から計算された住民税額の2分の1に相当する額		
	15,000円	15,000円	10,000円	10,000円	10,000円

●前年度から引き続き、特別徴収の対象となる場合

この場合は、4月・6月・8月は「仮徴収」、10月・12月・翌年2月は「本徴収」として公的年金から特別徴収されます。

見直し②該当

(計算例)公的年金等の所得から計算された住民税額が当該年度66,000円、前年度60,000円の場合

年金収入のみ の場合の例	公的年金からの特別徴収					
	仮特別徴収税額(仮徴収)			特別徴収税額(本徴収)		
年税額 66,000円	4月	6月	8月	10月	12月	翌年2月
(計算例)公的年金等の所得から計算された住民税額が当該年度66,000円、前年度60,000円の場合	前年度分の個人住民税のうち前々年中の公的年金等の所得から計算された住民税額の2分の1に相当する額			当該年度の公的年金等の所得から計算された住民税額から仮徴収額を引いた額を控除した額		
	30,000円	30,000円	30,000円	12,000円	12,000円	12,000円

10月～12月は滞納整理強化期間です



みなさんから納めていただいた町税は、安心して暮らしていくための行政サービスを充実させるのに必要な財源です。この大切な町税は、大多数の方には納期限内に納めていただいています。一部の方で、残念ながら納税資力がありませんが納税が遅れている方もいます。そのため、当町を初め県内63市町村と埼玉県では、「滞納整理強化期間」を設け、「ストップ！滞納」を合言葉に滞納整理を強化していきます。

この期間中、町では、集中的に滞納者への催告や財産の差押えなどを行い、滞納の解消に向けた取り組みを積極的に進めていきます。町税が未納になっている方は、お早めの納付をお願いします。

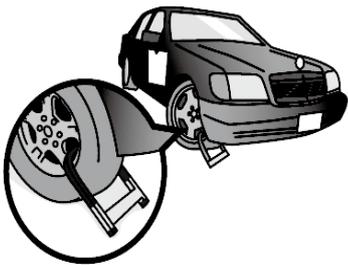
「滞納整理」とは…

納税者が納期限までに町税を納付しないときは、督促状、催告書等による納税の告知をし、差押えを中心とした滞納処分を行い、滞納を完結に導くことです。

「差押え」を行うと…

給与、預貯金、生命保険、売掛金、不動産、自動車、動産（貴金属類、腕時計、ハンドバッグ等）などの財産を個人で処分できなくなります。町では、差押えた財産は公売等により処分し、滞納の税金に充当します。

自動車のタイヤロック



不動産の差押から公売



勤務先調査



納税相談窓口 ～休日開庁・夜間開庁のお知らせ～

納税についてお困りの方、まずご相談ください。

◆10月の休日・夜間開庁日

【休日】（午前8時30分～正午） **10月9日(日)**

【夜間】（午後8時まで） **10月25日(火)** ※夜間は庁舎西入口(夜間入口)からお入りください。

◆窓口・問合せ…税務課収税係【☎35-1221(内線1121～1125)】※納税相談の場合は、あらかじめお電話でご連絡ください。

町県民税第3期と国民健康保険税第4期の納期限は**10月31日(月)**です。

税金のお納めには便利な**口座振替**をご利用ください。

県税事務所からのお知らせ

不動産取得税について

不動産取得税は、不動産（土地および家屋）を取得したとき一度だけ課税される県の税金です。

平成27年に家屋の新築等をした方に対する不動産取得税が10月に課税されます。対象者には今月初めに納税通知書を送付しますので、忘れずに納めてください。

※税の軽減の結果、納税通知書が送付されない場合もあります。

問合せ…埼玉県本庄県税事務所課税担当

【☎22-6101】

